

	第一弾改正前の災害対策基本法	第1弾改正	第2弾改正
1 総論的部分			
(1) 基本理念	なし	—	・「減災の考え方」、「自助・共助・公助」、「ハード・ソフトの組合せ」等の基本理念を明確化
(2) 災害の定義	・ 災害を生ずる異常な自然現象の例示として、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波及び噴火を列挙	・ 異常な自然現象の例示に「竜巻」を追加	・ 異常な自然現象の例示に「崖崩れ」、「土石流」及び「地滑り」を追加
(3) 各主体の責務	・ 国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民等の責務	・ 住民の責務として災害教訓の伝承を追加	・ 事業者の責務を追加 ・ 行政とボランティアとの連携を追加 ・ 住民の責務として「備蓄」、「防災訓練」を追加
(4) 防災の重点事項	・ 国土保全に関する事項、災害の予報・警報に関する事項、応急措置に関する施設・組織の整備に関する事項、防災思想の普及に関する事項などを列記	・ 広域避難に関する協定締結及び災害教訓の伝承活動の支援を追加	・ 民間の団体による協力の確保、被災者の心身の健康の確保等、被災者からの相談を追加
(5) 組織	・ 平時：中央防災会議、地方防災会議 ・ 発災時：非常（緊急）災害対策本部、都道府県・市町村災害対策本部	・ 防災会議と災害対策本部の役割を明確化 ・ 地方防災会議の委員に学識経験者を追加	※復興対策本部の設置を制度化 【大規模災害からの復興に関する法律】
(6) 計画	・ 国：防災基本計画、防災業務計画 ・ 都道府県・市町村：地域防災計画 ・ 指定公共機関等：防災業務計画	—	・ コミュニティレベルの計画として地区防災計画を位置付け ※復興について、復興基本方針・復興計画等を制度化 【大規模災害からの復興に関する法律】
(7) 職員派遣	・ 国の職員の派遣（災害応急対策・災害復旧） ・ 国・自治体の職員派遣のあっせん（災害応急対策・災害復旧）	—	※復興段階の国の職員の派遣制度を創設 【大規模災害からの復興に関する法律】
2 各論的部分			
(1) 災害予防			
① 災害予防責任者の任務	・ 組織の整備、訓練、物資・資材の備蓄等の実施	・ 防災教育及び円滑な相互支援のための措置を追加	・ 物資供給事業者の協力を得るための措置（協定等）を追加
② 指定緊急避難場所	なし	—	・ 一定期間滞在する避難所とを区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を指定する仕組みを創設
③ 指定避難所	なし	—	・ 生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を指定する仕組みを創設
④ 避難行動要支援者名簿	なし	—	・ 災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度を創設 ・ 個人情報保護の特例を措置
(2) 災害応急対策			
① 災害応急対策責任者の任務	・ 避難の勧告又は指示、消防、被災者の救難、救助等の実施	—	—
② 情報の収集・伝達	・ ボトムアップ型の情報収集（被害規模の把握に留意） ・ 市町村長による警報伝達	・ 都道府県による積極的な情報収集を措置 ・ 地理空間情報の活用を措置	・ 国による積極的な情報収集を措置 ・ 非常災害時の避難に関する国からの周知の仕組み（呼びかけ）を措置 ・ 情報伝達に関するインターネットの利用を措置
③ 避難勧告・避難指示等	・ 避難のための立退きのみ規定	—	・ 安全確保措置（屋内待避等）の仕組みを創設 ・ 国・都道府県による市町村長への助言の仕組みを措置
④ 応援・代行	・ 応急措置（救難・救助等）に限り、自治体間で応援 ・ 市町村の指揮命令系統が失われた場合に、応急措置（救難・救助等）を、都道府県が代行	・ 自治体間応援の対象業務を拡大（応急措置→災害応急対策全般） ・ 都道府県・国による調整の拡充等 ・ 他の自治体との応援協定の地域防災計画への位置付け	・ 国による応援（災害応急対策全般）・代行（応急措置）制度を創設 ※災害救助の応援に要した費用を、国が応援都道府県に一時的に立て替えて支払う制度を創設 【災害救助法の改正】
⑤ 規制の適用除外措置	なし	—	・ 避難所に関する特例、臨時的医療施設に関する特例、埋葬及び火葬の特例、廃棄物処理の特例を措置
⑥ 被災者の保護			
i) 生活環境の整備	なし	—	・ 避難所の環境整備を努力義務化 ・ 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を努力義務化
ii) 広域一時滞在	なし	・ 広域避難制度を創設（受入手続、都道府県・国による調整）	・ 国による広域避難手続の代行制度を創設
iii) 被災者の運送	なし	—	・ 指定公共機関等（運送事業者）に対し、被災者の運送を要請する仕組みを創設
iv) 安否情報の提供	なし	—	・ 安否情報の提供制度を創設
⑦ 物資等の供給・運送	なし	・ （国による）物資の供給 ・ 指定公共機関等（運送事業者）に対し、物資等の運送を要請する仕組みを創設	—
(3) 被災者援護のための措置			
① 罹災証明書	なし	—	・ 罹災証明書の交付を制度化（市町村が遅滞なく交付）
② 被災者台帳	なし	—	・ 被災者台帳制度の作成制度を創設（市町村長が作成） ・ 個人情報保護の特例を措置
(4) 災害復旧	・ 本来実施責任者による災害復旧の実施	—	※国等による災害復旧事業の代行制度を創設 【大規模災害からの復興に関する法律】
(5) 災害緊急事態	・ 災害緊急事態の布告 ・ 緊急政令の制定（経済統制及び海外からの支援） ※布告の効果は緊急政令のみ	—	・ 布告の効果に「対処基本方針」の作成を追加 →災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の対処基本方針を閣議決定し、これに基づき内閣総理大臣が各大臣を指揮監督 ・ 規制の適用除外措置や被災者の権利保護のための特別措置の自動適用の仕組みを創設 ・ 総理による情報の公表・国民への協力要請を制度化